

令和 8 年（2026年） 7 月 1 6 日

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に準じ、下記のとおり公告する。

下関市鳥獣被害防止対策協議会
会 長 原田 達也

記

1 件名

令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る鳥獣害防止柵（ワイヤーメッシュ柵・補正繰越予算分）の購入

2 製品の規格

別添仕様書のとおり

3 納入場所

下関市王司 中村地区 他 2 7 地区

4 納入期限

令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）

5 入札参加条件

- (1) 農林水産省の機関、山口県及び下関市から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において、業種の「資材・園芸用品」に登録されており、地域区分が「市内」、「準市内 1」のいずれかであること。
- (4) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第 2 条第 1 条の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加を認められていること。

6 申請方法

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別記様式）及び契約に係る指名停止に関する申立書（第 1 号様式）を下関市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：下関市農業振興課）に郵送（書留郵便物に限る。）又は持参し、提出すること。

7 申請書提出期間

- (1) 申請書提出期間 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出先 〒 7 5 0 - 8 5 2 1 下関市南部町 1 番 1 号
下関市鳥獣被害防止対策協議会
事務局：下関市農業振興課

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査決定は、令和 8 年 7 月 2 7 日（月）までにファクシミリにて通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 1 0 時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問合せ先 下関市鳥獣被害防止対策協議会
事務局：下関市農業振興課
ファクシミリ番号：0 8 3 - 2 3 1 - 1 0 6 4

10 入札方法

入札書（第2号様式）を下記11（2）入札（開札）場所に持参又は郵送（書留郵便物に限る。）すること。郵送の場合において、その封筒に入札に係る件名、入札者名及び入札者の住所又は所在地を表示し、提出期限は、令和8年7月29日（水）午後5時までとする。入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない総額を入札金額とし記載すること。

11 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 令和8年7月31日（金）午前10時15分
- (2) 入札（開札）場所 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階 倉庫会議室A
電話番号：083-231-1262

12 入札保証金

下関市契約規則に準ずる。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：下関市農業振興課）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のないものとした入札及び下関市鳥獣被害防止対策協議会物品売買契約入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」は使用しないこと。
- (9) 落札者は、落札決定の日の翌日（土日祝日の場合はその翌開庁日）までに内訳書（入札書の明細）を下関市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：下関市農業振興課）に提出すること。

以上